

島根県報

号外第一三一号
平成十五年十二月二十八日
(金曜日)

条 例

目 次

| | | |
|------------------------------------|----------|------|
| 職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | (人 事 課) | 四 |
| 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (教育庁総務課) | 二二 |
| 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 | " | (三三) |
| 特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 | (人 事 課) | 三九 |
| 職員の期末手当の特例に関する条例 | " | (三九) |
| 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 | (企業局総務課) | 四五 |

公布された条例等のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第六一号)

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六二号)

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六三号)

一 条例の概要

1 給料表の改正

職員等の給料表を人事委員会の勧告どおり改正することとした。

2 初任給調整手当の支給月額の限度額の改正 (条例第六十一号に限る。)

3 扶養手当の手当額の改正

| 支給対象者 | 改正前 | 改正後 |
|------------------------------|-----------|----------|
| 医師又は歯科医師で医療職給料表(一)の適用を受けるもの | 三十一万四千四百円 | 三十万七千九百円 |
| 医師又は歯科医師で医療職給料表(一)の適用を受けないもの | 五万八百円 | 五万二百円 |

| 区分 | 改正前 | 改正後 |
|-----|-------|---------|
| 配偶者 | 一万四千元 | 一万三千五百円 |

4 調整手当の異動保障の廃止 (条例第六十一号に限る。)

調整手当支給地域から異動後も一年間は調整手当の支給を保障していた制度等を廃止することとした(ただし、施行日の前日に異動保障を受けている場合については、現行どおり支給すること。)

5 住居手当の支給対象範囲の改正

(1) 県が設置する公舎等の借り受け者に対する住居手当を廃止することとした(ただし、平成十七年三月三十一日までの間は現行規定の二分の一の額を支給すること。この場合において、施行日の前日から引き続き施行日以後も公舎等を借り受けける場合については、平成十六年三月三十一日までの間は現行どおり支給すること。)

(2) 自宅居住者に対する住居手当を新築又は購入から五年間(月額二千五百円)のみとし、五年を経過した後に支給している月額千円の手当を廃止することとした。

6 通勤手当の支給方法及び手当額の改正

(1) 交通機関等利用者への手当支給については、六箇月定期券等の価額による一括支給とすること及び五万円を超える場合の二分の一の加算措置を廃止し、一箇月当たり五万五千円まで全額支給とすることとした。

(2) 交通用具使用者に対する手当額を次に掲げる職員の区分に応じて引き下げることにした。

ア 自動車を使用する職員

| 区 分 | 改正前 | 改正後 |
|----------------|---------|---------|
| 最低 三キロメートル未満 | 二千元 | 千四百円 |
| 最高 七十八キロメートル以上 | 四万六千二百円 | 三万四千八百円 |

イ ア以外の職員 アに定める額の二分の一の額
7 期末手当の支給割合の改正

(1) 平成十五年度

期末手当の支給割合を次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれの表に示すとおり減ずることとした。

ア イ、ウ及び工以外の職員等

(ア) (イ)以外の職員等

| | | |
|-----|--------|---------|
| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
| 十二月 | 百分の百七十 | 百分の百四十五 |

(イ) 特定幹部職員等

| | | |
|-----|--------|---------|
| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
| 十二月 | 百分の百五十 | 百分の百二十五 |

イ 再任用職員の職員等

(ア) (イ)以外の職員等

| | | |
|-----|-------|--------|
| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
| 十二月 | 百分の九十 | 百分の七十五 |

(イ) 特定幹部職員等

| | | |
|-----|-------|--------|
| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
| 十二月 | 百分の八十 | 百分の六十五 |

ウ 中央病院の院長及び大学の学長

工 任期付研究員及び特定任期付職員

| | | |
|-----|--------|--------|
| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
| 十二月 | 百分の百八十 | 百分の百六十 |

(2) 平成十六年度以降

期末手当の支給割合の配分を次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次の表のとおり変更することとした。

ア イ、ウ及び工以外の職員等

(ア) (イ)以外の職員等

| | | |
|-----|---------|--------|
| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
| 六月 | 百分の百五十五 | 百分の百四十 |
| 十二月 | 百分の百四十五 | 百分の百六十 |

(イ) 特定幹部職員等

| | | |
|-----|---------|--------|
| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
| 六月 | 百分の百三十五 | 百分の百二十 |
| 十二月 | 百分の百二十五 | 百分の百四十 |

イ 再任用職員の職員等

(ア) (イ)以外の職員

| | | |
|-----|--------|--------|
| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
| 六月 | 百分の八十五 | 百分の七十五 |
| 十二月 | 百分の七十五 | 百分の八十五 |

(イ) 特定幹部職員等

| | | |
|-----|--------|--------|
| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
| 六月 | 百分の七十五 | 百分の六十五 |
| 十二月 | 百分の六十五 | 百分の七十五 |

ウ 中央病院の院長及び大学の学長

| | | |
|-----|--------|--------|
| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
| 六月 | 百分の百七十 | 百分の百六十 |
| 十二月 | 百分の百六十 | 百分の百七十 |

工 任期付研究員及び特定任期付職員

| | | |
|-----|--------|--------|
| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
| 六月 | 百分の百七十 | 百分の百六十 |
| 十二月 | 百分の百六十 | 百分の百七十 |

8 その他規定の整理

二 施行期日

平成十五年十二月一日から施行することとした。ただし、6の(1)及び7の(2)については、平成十六年四月一日から施行することとした。

特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例(条例第六四号)

一 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

1 平成十五年度

期末手当の支給割合を百分の二十減することとした。

| | | |
|-----|--------|--------|
| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
| 十二月 | 百分の百八十 | 百分の百六十 |

2 平成十六年度以降

期末手当の支給割合の配分を次の表のとおり変更することとした。

| | | |
|-----|--------|--------|
| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
| 六月 | 百分の百七十 | 百分の百六十 |
| 十二月 | 百分の百六十 | 百分の百七十 |

二 施行期日

平成十五年十二月一日から施行することとした。ただし、2については、平成十六年四月一日から施行することとした。

職員の期末手当の特例に関する条例(条例第六五号)

一 条例の概要

1 減額対象者

職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員(以下「職員等」といふ。)

2 減額内容

平成十五年十二月に支給する期末手当の額を、条例第六十一号から条例第六十三号までにより改正された後の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とすることとした。

(1) 平成十五年四月一日において職員等が受けるべき給料(給料月額については、職員の給料の特例に関する条例の規定による減額後の額)、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当(準ずる手当を含む。)、へき地手当(準ずる手当を含む。)、及び教職調整額の月額合計額に百分の一・一を乗じて得た額に、同月から同年十一月までの月数(以下「調整月数」といふ。)を乗じて得た額

(2) 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・一を乗じて得た額

3 調整月数の特例

平成十五年四月から同年十一月までの間に、新たに職員等となった者、育児休業をしていた職員等、在職しなかった期間等がある職員等の調整月数は、当該期間等がある月数を調整月数から減じた月数とすることとした。

4 条例の失効

この条例は、平成十六年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

二 施行期日

平成十五年十二月一日から施行することとした。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第六六号）

一 条例の概要

1 調整手当の異動保障の廃止

調整手当支給地域から異動後も一年間は調整手当の支給を保障していた制度等を廃止することとした（ただし、施行日の前日に異動保障を受けている場合については、現行どおり支給すること）。

2 住居手当の支給対象範囲の改正

(1) 県が設置する公舎等の借り受け者に対する住居手当を廃止することとした

（ただし、平成十七年三月三十一日までの間は現行規定の二分の一の額を支給すること。この場合において、施行日の前日から引き続き施行日以後も公舎等を借り受ける場合については、平成十六年三月三十一日までの間は現行どおり支給すること）。

(2) 自宅居住者に対する住居手当を新築又は購入から五年間（月額 二千五百円）のみとし、五年を経過した後に支給している月額千円の手当を廃止することとした。

3 その他規定の整理

二 施行期日

平成十五年十二月一日から施行することとした。

条

例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県条例第六十一号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年島根県条例第一号）の一部を次のように改正する。

島根県知事 澄 田 信 義

第七条の三第一項第一号中「三十一万四千四百円」を「三十万七千九百円」に改め、同項第二号中「五万八千八百円」を「五万二千円」に改める。

第八条第三項中「一万四千円」を「一万三千五百円」に改める。

第九条の二第二項中「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改める。

第九条の四を次のように改める。

第九条の四 削除

第九条の五第一項第一号中「職員」の下に「県が設置する公舎を貸与されている職員その他」を加え、同項第二号中「その」を「当該職員の」に改め、「含む。」の下に「のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないもの」を加え、同項第三号中「住宅」の下に「県が設置する公舎その他」を加え、同条第二項中「応じて」を「応じ」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる職員 二千五百円

第十条第一項第二号中「自転車その他」を「自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）その他」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第三号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第二項中「に」に「応じて、当該各号に掲げる」を「に」に「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車を使用する職員 交通用具使用者通勤手当表（別表第十五）の左欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

ロ イに掲げる職員以外の職員 イに定める額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第十条第二項第三号中「自転車等」を「自動車等」に、「掲げる額」を「定める額」に改める。

第十五条の四第一項及び第二項中「（別表第十五）」を「（別表第十六）」に改める。

第十五条の五第二項中「十二月に支給する場合には百分の百七十」を「十二月に支給する場合には百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に、「百分の百五十」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の九十」を「百分の七十五」に、「百分の八十」を「百分の六十五」に改める。

第十六条の四第一号中「県公舎」を「県が設置する公舎」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 (第三条関係)

行政職給料表

| 職員 の区 分 | 職務 の級 号給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 | 8 級 | 9 級 | 10 級 | 11 級 |
|----------------------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | — | — | 184,400 | 218,200 | 235,700 | 256,300 | 275,600 | 296,800 | 330,300 | 367,900 | 416,000 |
| | 2 | 134,400 | 170,700 | 191,400 | 226,200 | 244,600 | 265,200 | 284,800 | 306,800 | 342,300 | 380,000 | 430,200 |
| | 3 | 138,800 | 177,400 | 198,600 | 234,600 | 253,700 | 274,200 | 294,300 | 316,900 | 354,200 | 392,200 | 444,500 |
| | 4 | 143,300 | 184,400 | 205,700 | 243,500 | 262,300 | 283,300 | 304,100 | 327,200 | 366,000 | 404,400 | 458,800 |
| | 5 | 148,500 | 190,200 | 213,300 | 252,500 | 270,800 | 292,400 | 313,800 | 337,600 | 377,600 | 416,700 | 472,700 |
| | 6 | 154,300 | 195,500 | 221,100 | 260,900 | 279,400 | 301,600 | 323,700 | 348,000 | 389,000 | 428,700 | 486,700 |
| | 7 | 160,200 | 200,700 | 229,000 | 269,300 | 288,000 | 310,900 | 333,600 | 357,800 | 400,500 | 440,500 | 500,500 |
| | 8 | 166,500 | 205,800 | 236,400 | 277,600 | 296,400 | 320,200 | 343,300 | 367,300 | 412,100 | 451,700 | 514,400 |
| | 9 | 171,100 | 210,700 | 242,800 | 285,700 | 304,800 | 329,500 | 352,700 | 376,700 | 423,500 | 462,800 | 528,200 |
| | 10 | 174,600 | 215,100 | 249,200 | 293,600 | 313,100 | 338,700 | 361,900 | 386,000 | 434,300 | 473,400 | 542,000 |
| | 11 | 177,600 | 219,500 | 255,400 | 301,300 | 321,100 | 348,000 | 370,900 | 395,300 | 444,000 | 482,900 | 553,100 |
| | 12 | 180,300 | 223,700 | 260,900 | 308,600 | 328,500 | 357,200 | 379,600 | 404,600 | 453,400 | 491,600 | 560,200 |
| | 13 | 182,800 | 228,000 | 266,400 | 315,600 | 335,900 | 366,100 | 388,000 | 413,200 | 461,100 | 499,000 | 567,100 |
| 再任 用職 員以 外の 職員 | 14 | 184,800 | 231,200 | 271,400 | 322,400 | 343,100 | 374,800 | 395,000 | 421,100 | 467,500 | 505,900 | 573,100 |
| | 15 | 186,800 | 234,100 | 276,500 | 328,400 | 348,600 | 382,300 | 400,500 | 426,900 | 474,000 | 510,300 | 577,700 |
| | 16 | 188,400 | 237,200 | 281,000 | 334,000 | 353,300 | 387,800 | 405,200 | 432,500 | 478,500 | | |
| | 17 | | 240,100 | 285,000 | 337,600 | 357,300 | 392,800 | 409,400 | 436,300 | 482,800 | | |
| | 18 | | 243,000 | 288,700 | 340,900 | 360,600 | 396,200 | 412,900 | 440,000 | 486,900 | | |
| | 19 | | 244,800 | 291,900 | 344,000 | 363,400 | 399,700 | 416,600 | 443,900 | | | |
| | 20 | | | 294,200 | 346,300 | 366,300 | 403,100 | 420,100 | 447,500 | | | |
| | 21 | | | 296,100 | 348,500 | 368,800 | 406,500 | 423,600 | 451,100 | | | |
| | 22 | | | 298,100 | 350,800 | 371,300 | 409,900 | 427,100 | | | | |
| | 23 | | | 300,000 | 353,000 | 373,800 | 413,300 | | | | | |
| | 24 | | | 302,000 | 355,200 | 376,400 | 416,700 | | | | | |
| | 25 | | | 303,900 | 357,600 | 379,000 | | | | | | |
| | 26 | | | 305,700 | 359,800 | 381,600 | | | | | | |
| | 27 | | | 307,600 | 362,100 | | | | | | | |
| | 28 | | | 309,600 | 364,300 | | | | | | | |
| | 29 | | | 311,500 | | | | | | | | |
| | 30 | | | 313,400 | | | | | | | | |
| | 31 | | | 315,300 | | | | | | | | |
| | 32 | | | 317,100 | | | | | | | | |
| 再任 用職 員 | | 150,100 | 187,400 | 215,300 | 251,700 | 269,000 | 292,800 | 309,700 | 331,300 | 365,800 | 400,400 | 453,100 |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、附則第4項に規定する職員を除く。

別表第二 (第三条関係)

公 安 職 給 料 表

| 職員 の区 分 | 職 務 の 級 号 給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 | 8 級 | 9 級 | 10 級 |
|----------------------------|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | — | — | — | 231,000 | 267,000 | 286,400 | 306,100 | 327,100 | 357,500 | 392,000 |
| | 2 | 156,700 | 172,100 | 198,500 | 238,900 | 276,000 | 295,800 | 315,900 | 337,200 | 367,700 | 403,900 |
| | 3 | 163,300 | 179,300 | 206,600 | 247,600 | 285,200 | 305,200 | 325,900 | 347,300 | 377,800 | 415,800 |
| | 4 | 170,400 | 188,400 | 214,700 | 256,600 | 294,300 | 314,900 | 336,000 | 357,500 | 387,800 | 426,900 |
| | 5 | 177,400 | 198,300 | 222,000 | 265,700 | 303,500 | 324,900 | 346,000 | 367,700 | 397,800 | 437,400 |
| | 6 | 185,900 | 205,700 | 229,400 | 274,600 | 312,400 | 334,900 | 355,900 | 377,800 | 407,500 | 446,900 |
| | 7 | 195,600 | 213,100 | 236,700 | 283,700 | 321,200 | 344,800 | 365,700 | 387,600 | 417,200 | 456,400 |
| | 8 | 203,000 | 220,200 | 244,100 | 292,800 | 329,900 | 354,700 | 375,500 | 397,400 | 426,800 | 465,100 |
| | 9 | 210,300 | 226,900 | 252,200 | 301,900 | 338,600 | 364,300 | 385,100 | 407,000 | 436,300 | 474,100 |
| | 10 | 217,400 | 234,000 | 260,100 | 310,200 | 347,200 | 373,700 | 394,700 | 416,500 | 445,500 | 482,400 |
| | 11 | 224,100 | 241,700 | 268,100 | 318,500 | 355,200 | 383,100 | 404,200 | 426,000 | 454,000 | 490,900 |
| | 12 | 231,200 | 248,600 | 276,100 | 326,700 | 363,100 | 392,600 | 413,700 | 435,400 | 462,200 | 499,400 |
| | 13 | 238,600 | 256,400 | 284,100 | 334,900 | 370,800 | 401,900 | 423,100 | 444,200 | 470,500 | 508,000 |
| | 14 | 245,500 | 264,300 | 291,800 | 342,900 | 378,500 | 411,300 | 429,800 | 452,200 | 478,700 | 515,300 |
| | 15 | 253,300 | 272,100 | 299,500 | 349,900 | 386,100 | 419,900 | 436,200 | 459,500 | 486,700 | 519,500 |
| | 16 | 261,200 | 279,800 | 307,600 | 357,300 | 393,000 | 425,500 | 441,600 | 465,800 | 490,700 | |
| 再任 用職 員以 外の 職員 | 17 | 268,500 | 286,900 | 315,800 | 364,800 | 400,000 | 431,000 | 445,900 | 469,800 | 494,700 | |
| | 18 | 275,300 | 293,900 | 324,000 | 372,400 | 405,700 | 435,200 | 450,100 | 473,700 | 498,600 | |
| | 19 | 281,600 | 300,700 | 331,900 | 380,000 | 411,100 | 438,700 | 453,600 | 477,700 | | |
| | 20 | 288,100 | 307,300 | 338,900 | 387,100 | 414,700 | 441,900 | 457,000 | 481,400 | | |
| | 21 | 294,500 | 314,000 | 346,300 | 394,000 | 417,700 | 445,300 | 460,300 | 485,000 | | |
| | 22 | 300,500 | 320,400 | 354,000 | 399,700 | 420,700 | 448,700 | 463,800 | | | |
| | 23 | 306,800 | 326,600 | 361,600 | 405,500 | 423,700 | 452,000 | | | | |
| | 24 | 312,700 | 333,000 | 369,200 | 409,000 | 426,900 | 455,400 | | | | |
| | 25 | 318,300 | 339,400 | 376,200 | 412,000 | 429,700 | | | | | |
| | 26 | 324,100 | 345,800 | 383,100 | 414,900 | 432,700 | | | | | |
| | 27 | 329,700 | 351,800 | 389,000 | 417,900 | | | | | | |
| | 28 | 334,600 | 357,200 | 394,800 | 421,100 | | | | | | |
| | 29 | 338,200 | 361,900 | 398,300 | 423,900 | | | | | | |
| | 30 | 341,800 | 366,300 | 401,300 | 426,700 | | | | | | |
| | 31 | 345,600 | 370,800 | 404,200 | | | | | | | |
| | 32 | 349,400 | 373,300 | 407,100 | | | | | | | |
| | 33 | 351,700 | 375,900 | 410,300 | | | | | | | |
| | 34 | | 378,400 | 413,100 | | | | | | | |
| | 35 | | 381,000 | 415,800 | | | | | | | |
| | 36 | | 383,500 | | | | | | | | |
| 再任 用職 員 | | 242,900 | 253,100 | 262,200 | 276,400 | 304,700 | 324,700 | 341,400 | 362,200 | 388,900 | 420,600 |

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 (第三条関係)

海 事 職 給 料 表

| 職員 の区 分 | 職 務 の 級 号 給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 |
|---------------|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給 料 月 額 | 給 料 月 額 | 給 料 月 額 | 給 料 月 額 | 給 料 月 額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | — | — | 250,400 | 300,700 | 328,400 |
| | 2 | 136,800 | 214,300 | 259,100 | 314,100 | 339,600 |
| | 3 | 140,800 | 222,700 | 268,100 | 327,000 | 350,800 |
| | 4 | 145,800 | 231,200 | 278,100 | 338,000 | 362,000 |
| | 5 | 153,600 | 238,900 | 291,600 | 349,100 | 373,100 |
| | 6 | 161,400 | 246,500 | 304,900 | 360,200 | 383,900 |
| | 7 | 170,700 | 253,900 | 317,600 | 371,200 | 397,700 |
| | 8 | 180,200 | 260,800 | 326,000 | 382,000 | 411,300 |
| | 9 | 189,900 | 268,400 | 334,400 | 392,700 | 424,500 |
| | 10 | 200,100 | 275,600 | 342,700 | 403,300 | 433,700 |
| | 11 | 210,700 | 282,600 | 350,500 | 413,800 | 442,400 |
| | 12 | 217,100 | 288,700 | 358,000 | 422,200 | 450,700 |
| | 13 | 223,200 | 294,400 | 365,300 | 429,000 | 458,700 |
| 再任 | 14 | 227,700 | 300,100 | 372,200 | 435,800 | 465,200 |
| 用職 | 15 | 231,300 | 304,600 | 379,000 | 442,400 | 470,100 |
| 員以 | 16 | 235,100 | 309,100 | 385,300 | 446,700 | 474,100 |
| 外の | 17 | 238,700 | 313,300 | 391,200 | 449,800 | 477,900 |
| 職員 | 18 | 242,500 | 316,300 | 394,100 | 453,100 | 481,600 |
| | 19 | 245,700 | 319,200 | 397,000 | 456,500 | 485,400 |
| | 20 | 248,900 | | 399,600 | 459,800 | 489,100 |
| | 21 | 252,100 | | 402,500 | 463,200 | 492,700 |
| | 22 | 255,200 | | 405,200 | 466,700 | 496,300 |
| | 23 | 257,000 | | 408,100 | 470,000 | 500,000 |
| | 24 | | | 410,900 | 473,300 | |
| | 25 | | | 413,800 | 476,800 | |
| | 26 | | | 416,900 | | |
| | 27 | | | 419,800 | | |
| 再任 | | 220,300 | 250,600 | 289,100 | 341,000 | 367,100 |
| 用職 | | | | | | |
| 員 | | | | | | |

備考 この表は、試験船、実習船等に乗りに組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 (第三条関係)

研究職給料表

| 職員 の区 分 | 職 務 の 級 号 給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 |
|---------------|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給 料 月 額 | 給 料 月 額 | 給 料 月 額 | 給 料 月 額 | 給 料 月 額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | — | — | 255,100 | 296,700 | 340,400 |
| | 2 | 134,500 | 183,500 | 268,300 | 310,500 | 352,500 |
| | 3 | 138,900 | 193,300 | 281,700 | 324,300 | 364,800 |
| | 4 | 144,000 | 202,400 | 294,900 | 338,200 | 377,100 |
| | 5 | 150,300 | 211,500 | 308,300 | 348,900 | 389,000 |
| | 6 | 157,800 | 221,000 | 322,000 | 358,700 | 401,600 |
| | 7 | 166,300 | 232,500 | 335,600 | 368,300 | 414,400 |
| | 8 | 175,300 | 243,800 | 345,600 | 377,900 | 427,900 |
| | 9 | 183,600 | 255,100 | 354,900 | 387,200 | 441,100 |
| | 10 | 190,900 | 264,900 | 363,400 | 396,300 | 454,100 |
| | 11 | 198,300 | 275,100 | 371,000 | 405,200 | 467,000 |
| | 12 | 206,000 | 285,000 | 377,800 | 413,900 | 479,400 |
| | 13 | 213,700 | 292,200 | 384,200 | 422,400 | 491,600 |
| 再任 | 14 | 221,500 | 298,900 | 390,300 | 430,700 | 503,300 |
| 用職 | 15 | 229,700 | 305,600 | 396,300 | 438,300 | 514,800 |
| 員以 | 16 | 238,000 | 312,200 | 402,200 | 445,800 | 526,100 |
| 外の | 17 | 244,300 | 318,800 | 407,300 | 453,200 | 537,700 |
| 職員 | 18 | 250,400 | 325,500 | 411,600 | 460,500 | 548,100 |
| | 19 | 256,500 | 331,900 | 416,000 | 467,000 | 555,900 |
| | 20 | 262,400 | 338,200 | 420,000 | 473,700 | 562,800 |
| | 21 | 267,800 | 344,500 | 423,900 | 478,700 | 568,700 |
| | 22 | 273,100 | 349,300 | 427,700 | 483,200 | 573,900 |
| | 23 | 278,200 | 353,400 | 431,500 | 487,000 | 577,900 |
| | 24 | 283,200 | 356,200 | 434,900 | | |
| | 25 | 287,900 | 359,000 | 438,200 | | |
| | 26 | 291,700 | 361,800 | | | |
| | 27 | 295,300 | 364,600 | | | |
| | 28 | 298,200 | 367,400 | | | |
| | 29 | 300,600 | 370,100 | | | |
| | 30 | 302,600 | | | | |
| | 31 | 304,700 | | | | |
| | 32 | 306,600 | | | | |
| 再任 | | 217,600 | 263,400 | 297,500 | 340,400 | 396,000 |
| 用職 | | | | | | |
| 員 | | | | | | |

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 (第三条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表 (一)

| 職員 の区 分 | 職 務 の 級 号 給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 |
|---------------|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給 料 月 額 | 給 料 月 額 | 給 料 月 額 | 給 料 月 額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | — | 295,800 | 347,000 | 425,700 |
| | 2 | 235,900 | 311,900 | 363,600 | 438,500 |
| | 3 | 245,800 | 328,200 | 380,300 | 450,500 |
| | 4 | 261,000 | 344,600 | 396,900 | 462,300 |
| | 5 | 276,900 | 361,000 | 409,400 | 473,600 |
| | 6 | 292,700 | 377,500 | 422,200 | 484,900 |
| | 7 | 307,600 | 394,100 | 434,700 | 495,600 |
| | 8 | 323,100 | 406,600 | 446,700 | 506,000 |
| | 9 | 337,800 | 418,000 | 458,200 | 516,100 |
| | 10 | 350,700 | 428,600 | 469,000 | 525,700 |
| | 11 | 363,400 | 438,100 | 479,800 | 535,400 |
| | 12 | 375,800 | 447,200 | 490,100 | 544,300 |
| | 13 | 385,000 | 456,100 | 499,800 | 552,900 |
| 再任 | 14 | 393,800 | 464,800 | 509,500 | 561,500 |
| 用職 | 15 | 401,000 | 473,500 | 517,800 | 569,800 |
| 員以 | 16 | 405,700 | 482,000 | 526,200 | 578,200 |
| 外の | 17 | 410,200 | 488,000 | 534,600 | 586,000 |
| 職員 | 18 | 412,700 | 492,900 | 541,200 | 592,500 |
| | 19 | | 497,000 | 547,700 | 597,700 |
| | 20 | | 500,300 | 552,400 | 602,300 |
| | 21 | | 503,800 | 557,000 | |
| | 22 | | 507,300 | 561,600 | |
| | 23 | | 510,700 | 565,700 | |
| | 24 | | 514,100 | 569,800 | |
| | 特 1 | | | | 573,000 |
| | 特 2 | | | | 636,000 |
| | 特 3 | | | | 704,000 |
| | 特 4 | | | | 783,000 |
| | 特 5 | | | | 843,000 |
| | 特 6 | | | | 906,000 |
| | 特 7 | | | | 991,000 |
| 再任 | | 294,700 | 346,500 | 397,800 | 465,300 |
| 用職 | | | | | |
| 員 | | | | | |

備考 (一) この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の4級の特1号給から特7号給までの号給は、中央病院の院長のみに適用する。

ロ 医療職給料表 (二)

| 職員 の区 分 | 職 務 の 級 号 給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|----------------------------|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | — | — | 205,400 | 228,600 | 265,200 | 306,800 | 342,100 |
| | 2 | 139,000 | 176,600 | 212,500 | 236,800 | 274,600 | 316,900 | 353,600 |
| | 3 | 144,500 | 183,000 | 219,700 | 245,200 | 284,000 | 326,900 | 365,300 |
| | 4 | 151,300 | 189,400 | 227,400 | 253,700 | 293,500 | 336,900 | 376,900 |
| | 5 | 157,900 | 196,100 | 235,500 | 262,200 | 303,200 | 346,900 | 388,200 |
| | 6 | 165,500 | 202,600 | 243,700 | 270,600 | 312,800 | 356,500 | 399,700 |
| | 7 | 173,100 | 209,200 | 252,100 | 279,200 | 322,600 | 366,000 | 411,400 |
| | 8 | 179,300 | 215,600 | 260,400 | 287,900 | 332,100 | 375,500 | 423,000 |
| | 9 | 185,400 | 222,400 | 268,700 | 296,600 | 341,500 | 385,000 | 434,200 |
| | 10 | 190,700 | 229,700 | 277,000 | 305,300 | 350,700 | 394,500 | 444,200 |
| | 11 | 196,100 | 236,600 | 285,200 | 313,800 | 359,800 | 404,000 | 453,700 |
| | 12 | 201,300 | 243,300 | 293,200 | 322,100 | 368,200 | 412,600 | 461,600 |
| | 13 | 206,200 | 249,800 | 301,100 | 329,800 | 376,800 | 420,700 | 467,900 |
| 再任 用職 員以 外の 職員 | 14 | 211,000 | 256,200 | 308,800 | 337,400 | 384,500 | 426,700 | 474,300 |
| | 15 | 215,400 | 261,700 | 316,100 | 344,600 | 390,600 | 432,400 | 480,900 |
| | 16 | 219,800 | 267,100 | 323,100 | 350,400 | 396,300 | 436,300 | 485,000 |
| | 17 | 223,900 | 272,100 | 329,500 | 355,400 | 400,900 | 440,000 | 489,100 |
| | 18 | 228,100 | 277,200 | 335,500 | 360,000 | 405,400 | 443,900 | |
| | 19 | 231,500 | 281,600 | 339,400 | 363,400 | 409,200 | 447,500 | |
| | 20 | 234,400 | 286,000 | 343,400 | 366,900 | 412,600 | 451,100 | |
| | 21 | 237,400 | 289,200 | 346,800 | 370,100 | 416,100 | | |
| | 22 | 239,700 | 291,700 | 349,500 | 372,900 | 419,500 | | |
| | 23 | 241,400 | 294,000 | 352,100 | 375,700 | 422,900 | | |
| | 24 | | 295,700 | 354,400 | 378,000 | | | |
| | 25 | | 297,500 | 356,700 | 380,400 | | | |
| | 26 | | 299,200 | 358,700 | 382,900 | | | |
| | 27 | | 301,100 | 360,800 | 385,500 | | | |
| | 28 | | 302,800 | 362,900 | | | | |
| | 29 | | | 365,100 | | | | |
| | 30 | | | 367,300 | | | | |
| 再任 用職 員 | | 188,400 | 215,500 | 253,400 | 270,700 | 301,000 | 338,800 | 374,300 |

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表 (三)

| 職員 の区 分 | 職 務 の 級 号 給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|----------------------------|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | — | — | 220,900 | 243,200 | 274,400 | 310,800 | 343,100 |
| | 2 | 152,000 | 178,900 | 227,800 | 250,400 | 282,800 | 320,200 | 354,600 |
| | 3 | 157,600 | 187,300 | 235,600 | 257,700 | 291,300 | 330,200 | 366,200 |
| | 4 | 163,400 | 196,600 | 242,800 | 265,200 | 299,700 | 340,400 | 377,700 |
| | 5 | 169,600 | 202,300 | 250,000 | 272,700 | 308,300 | 350,500 | 389,300 |
| | 6 | 177,800 | 208,200 | 257,300 | 280,400 | 316,900 | 360,200 | 401,200 |
| | 7 | 186,200 | 214,100 | 264,600 | 288,100 | 325,200 | 369,700 | 413,300 |
| | 8 | 194,900 | 220,700 | 271,900 | 296,000 | 333,500 | 379,100 | 424,600 |
| | 9 | 200,000 | 227,600 | 279,200 | 303,900 | 341,100 | 388,800 | 435,700 |
| | 10 | 205,300 | 235,300 | 286,800 | 311,900 | 348,600 | 398,600 | 446,200 |
| | 11 | 210,600 | 242,500 | 294,300 | 319,600 | 356,100 | 408,500 | 456,500 |
| | 12 | 216,000 | 249,700 | 301,900 | 327,100 | 363,400 | 417,700 | 465,500 |
| | 13 | 221,600 | 257,000 | 309,200 | 334,200 | 370,900 | 426,100 | 473,300 |
| | 14 | 227,400 | 264,300 | 316,200 | 341,100 | 378,200 | 434,700 | 481,000 |
| | 15 | 233,300 | 271,500 | 323,100 | 347,900 | 385,700 | 443,000 | 488,700 |
| | 16 | 239,000 | 278,700 | 329,500 | 354,400 | 392,700 | 450,700 | 495,700 |
| | 17 | 244,600 | 286,000 | 335,800 | 360,700 | 399,300 | 458,400 | 500,400 |
| | 18 | 250,100 | 293,100 | 341,700 | 366,900 | 405,200 | 466,100 | 504,600 |
| | 19 | 255,900 | 300,000 | 347,600 | 372,900 | 409,900 | 473,000 | 508,400 |
| | 20 | 261,300 | 306,900 | 353,400 | 378,400 | 414,000 | 477,600 | |
| | 21 | 266,300 | 313,700 | 359,100 | 383,700 | 418,200 | 481,600 | |
| 再任 用職 員以 外の 職員 | 22 | 271,300 | 319,800 | 364,600 | 388,600 | 422,000 | 485,100 | |
| | 23 | 275,500 | 325,600 | 369,700 | 392,500 | 425,300 | | |
| | 24 | 279,900 | 331,400 | 374,600 | 395,800 | 427,800 | | |
| | 25 | 283,900 | 336,800 | 378,600 | 398,900 | | | |
| | 26 | 288,000 | 340,700 | 381,900 | 402,200 | | | |
| | 27 | 291,500 | 344,000 | 384,900 | 405,100 | | | |
| | 28 | 294,600 | 347,000 | 387,700 | 407,500 | | | |
| | 29 | 297,100 | 349,700 | 390,500 | | | | |
| | 30 | 299,200 | 351,800 | 393,200 | | | | |
| | 31 | 301,000 | 353,800 | 395,500 | | | | |
| | 32 | 302,900 | 355,700 | | | | | |
| | 33 | 304,800 | 357,600 | | | | | |
| | 34 | 306,700 | 359,700 | | | | | |
| | 35 | 308,600 | 361,800 | | | | | |
| | 36 | 310,500 | 364,000 | | | | | |
| | 37 | 312,300 | 366,300 | | | | | |
| | 38 | 314,400 | 368,500 | | | | | |
| | 39 | 316,300 | | | | | | |
| | 40 | 318,400 | | | | | | |
| | 41 | 320,200 | | | | | | |
| 再任 用職 員 | | 235,200 | 267,900 | 274,900 | 286,200 | 309,000 | 350,100 | 380,500 |

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第十五(第十条関係)

交通用具使用者通勤手当表

| 自動車等の使用距離 | 通勤手当の額 |
|------------------------|---------|
| 片道3キロメートル未満 | 1,400円 |
| 片道3キロメートル以上4キロメートル未満 | 2,000円 |
| 片道4キロメートル以上5キロメートル未満 | 2,500円 |
| 片道5キロメートル以上6キロメートル未満 | 3,100円 |
| 片道6キロメートル以上7キロメートル未満 | 3,600円 |
| 片道7キロメートル以上8キロメートル未満 | 4,100円 |
| 片道8キロメートル以上9キロメートル未満 | 4,700円 |
| 片道9キロメートル以上10キロメートル未満 | 5,200円 |
| 片道10キロメートル以上11キロメートル未満 | 5,700円 |
| 片道11キロメートル以上12キロメートル未満 | 6,200円 |
| 片道12キロメートル以上13キロメートル未満 | 6,700円 |
| 片道13キロメートル以上14キロメートル未満 | 7,100円 |
| 片道14キロメートル以上15キロメートル未満 | 7,600円 |
| 片道15キロメートル以上16キロメートル未満 | 8,100円 |
| 片道16キロメートル以上17キロメートル未満 | 8,600円 |
| 片道17キロメートル以上18キロメートル未満 | 9,000円 |
| 片道18キロメートル以上19キロメートル未満 | 9,500円 |
| 片道19キロメートル以上20キロメートル未満 | 10,000円 |
| 片道20キロメートル以上21キロメートル未満 | 10,400円 |
| 片道21キロメートル以上22キロメートル未満 | 10,900円 |
| 片道22キロメートル以上23キロメートル未満 | 11,400円 |
| 片道23キロメートル以上24キロメートル未満 | 11,800円 |
| 片道24キロメートル以上25キロメートル未満 | 12,300円 |
| 片道25キロメートル以上26キロメートル未満 | 12,700円 |
| 片道26キロメートル以上27キロメートル未満 | 13,200円 |
| 片道27キロメートル以上28キロメートル未満 | 13,600円 |
| 片道28キロメートル以上29キロメートル未満 | 14,100円 |
| 片道29キロメートル以上30キロメートル未満 | 14,500円 |
| 片道30キロメートル以上31キロメートル未満 | 14,900円 |
| 片道31キロメートル以上32キロメートル未満 | 15,400円 |
| 片道32キロメートル以上33キロメートル未満 | 15,800円 |
| 片道33キロメートル以上34キロメートル未満 | 16,200円 |
| 片道34キロメートル以上35キロメートル未満 | 16,700円 |
| 片道35キロメートル以上36キロメートル未満 | 17,100円 |
| 片道36キロメートル以上37キロメートル未満 | 17,600円 |
| 片道37キロメートル以上38キロメートル未満 | 18,000円 |
| 片道38キロメートル以上39キロメートル未満 | 18,400円 |
| 片道39キロメートル以上40キロメートル未満 | 18,800円 |
| 片道40キロメートル以上41キロメートル未満 | 19,300円 |
| 片道41キロメートル以上42キロメートル未満 | 19,700円 |
| 片道42キロメートル以上43キロメートル未満 | 20,100円 |
| 片道43キロメートル以上44キロメートル未満 | 20,500円 |
| 片道44キロメートル以上45キロメートル未満 | 21,000円 |
| 片道45キロメートル以上46キロメートル未満 | 21,400円 |
| 片道46キロメートル以上47キロメートル未満 | 21,800円 |
| 片道47キロメートル以上48キロメートル未満 | 22,200円 |
| 片道48キロメートル以上49キロメートル未満 | 22,600円 |
| 片道49キロメートル以上50キロメートル未満 | 23,100円 |

別表第十五を別表第十六とし、別表第十四の次に次の一表を加える。

| | |
|------------------------|---------|
| 片道50キロメートル以上51キロメートル未満 | 23,500円 |
| 片道51キロメートル以上52キロメートル未満 | 23,900円 |
| 片道52キロメートル以上53キロメートル未満 | 24,300円 |
| 片道53キロメートル以上54キロメートル未満 | 24,700円 |
| 片道54キロメートル以上55キロメートル未満 | 25,100円 |
| 片道55キロメートル以上56キロメートル未満 | 25,500円 |
| 片道56キロメートル以上57キロメートル未満 | 26,000円 |
| 片道57キロメートル以上58キロメートル未満 | 26,400円 |
| 片道58キロメートル以上59キロメートル未満 | 26,800円 |
| 片道59キロメートル以上60キロメートル未満 | 27,200円 |
| 片道60キロメートル以上61キロメートル未満 | 27,600円 |
| 片道61キロメートル以上62キロメートル未満 | 28,000円 |
| 片道62キロメートル以上63キロメートル未満 | 28,400円 |
| 片道63キロメートル以上64キロメートル未満 | 28,800円 |
| 片道64キロメートル以上65キロメートル未満 | 29,200円 |
| 片道65キロメートル以上66キロメートル未満 | 29,600円 |
| 片道66キロメートル以上67キロメートル未満 | 30,000円 |
| 片道67キロメートル以上68キロメートル未満 | 30,400円 |
| 片道68キロメートル以上69キロメートル未満 | 30,800円 |
| 片道69キロメートル以上70キロメートル未満 | 31,200円 |
| 片道70キロメートル以上71キロメートル未満 | 31,600円 |
| 片道71キロメートル以上72キロメートル未満 | 32,000円 |
| 片道72キロメートル以上73キロメートル未満 | 32,400円 |
| 片道73キロメートル以上74キロメートル未満 | 32,800円 |
| 片道74キロメートル以上75キロメートル未満 | 33,200円 |
| 片道75キロメートル以上76キロメートル未満 | 33,600円 |
| 片道76キロメートル以上77キロメートル未満 | 34,000円 |
| 片道77キロメートル以上78キロメートル未満 | 34,400円 |
| 片道78キロメートル以上 | 34,800円 |

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「月額」を「額」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）を、ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第十条第二項第二号中「職員の区分に応じ」の下に「支給単位期間につき」を加え、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第三号中「応じ、」の下に「前二号に定める額（一箇月当たりの）を加え、「（その額が五万円を超えるときは、その額と五万円との差額の二分の一（その差額の二分の一が五千円を超えるときは、五千円）を五万円に加算した」を「が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第三項中「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十条第四項中「月額」を「額」に改め、同条第五項中「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第八項とし、

同条第四項の次に次の三項を加える。

5 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

第十五条の五第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百分の百二十五」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「十二月に支給する場合には百分の七十五」を「十二月に支給する場合には百分の八十五」に、「六月に支給する場合には百分の七十五」を「六月に支給する場合には百分の六十五」に、「百分の六十五」を「百分の七十五」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

| 号 給 | 給 料 月 額 |
|-----|---------|
| | 円 |
| 1 | 409,000 |
| 2 | 483,000 |
| 3 | 561,000 |
| 4 | 653,000 |
| 5 | 762,000 |
| 6 | 870,000 |

第五条第二項の表を次のように改める。

| 号 給 | 給 料 月 額 |
|-----|---------|
| | 円 |
| 1 | 337,000 |
| 2 | 376,000 |
| 3 | 406,000 |

第六条第四項中「**百分の百七十**」を「**百分の百四十五**」に、「**百分の百八十**」を「**百分の百六十**」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「**百分の百五十五**」を「**百分の百四十**」に、「**百分の百七十**」を「**百分の百六十**」に、「**百分の百四十五**」を「**百分の百六十**」に、「**百分の百六十**」を「**百分の百七十**」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年島根県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

| 号 給 | 給 料 月 額 |
|-----|---------|
| | 円 |
| 1 | 404,000 |
| 2 | 457,000 |
| 3 | 514,000 |
| 4 | 585,000 |
| 5 | 668,000 |
| 6 | 781,000 |
| 7 | 913,000 |

第五条第三項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改め、同条

第四項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百四十」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改め、同条第四項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の見直し等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（第一号に掲げる給料月額を受けていた職員にあつては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事委員会規則で定める。

一 職員の給与に関する条例別表第一から別表第五までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第四項の規定による給料月額

三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条第三項の規定による給料月額

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）若しくは職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第九号）附則第二項若しくは第三項、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例並びにこれらに基づく人事委員会規則の規定及び人事委員会の定めに従って定められたものでなければならぬ。

（調整手当に関する経過措置）

5 施行日の前日において、現に改正前の給与条例第九条の四各項の規定に基づき調整手当の支給を受けている職員については、なお従前の例による。

(住居手当に関する経過措置)

6 施行日以後において、県が設置する公舎その他人事委員会規則で定めるもの（以下「公舎等」という。）を自ら居住するための住宅として借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っている職員については、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第九条の五第一項第一号の規定にかかわらず、施行日から平成十七年三月三十一日までの間は、同条第二項第一号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額を住居手当として支給する。ただし、その者が施行日の前日から施行日以後も引き続き当該公舎等を借り受ける場合については、施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

7 施行日以後において、改正後の給与条例第十条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅として公舎等を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの及びこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が認めるものについては、改正後の給与条例第九条の五第一項第三号の規定にかかわらず、施行日から平成十七年三月三十一日までの間は、同条第二項第三号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額を住居手当として支給する。ただし、その者が施行日の前日から施行日以後も引き続き当該公舎等を借り受ける場合については、施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(専門的教育職員の特例)

8 改正前の給与条例第三条第三項に規定する専門的教育職員に係る施行日における職務の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第六十二号）又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第六十二号）の規定の例による。

(島根県条例の左横書きの実施等に関する条例の一部改正)

9 島根県条例の左横書きの実施等に関する条例（平成十五年島根県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表十四の項及び十五の項の上欄中「限る」を「限り、左横書きに改正しない表の文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く」に改める。

（人事委員会規則への委任）

10 附則第二項から第八項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第六十二号

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和二十九年島根県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「一万四千元」を「一万三千五百円」に改める。

第十九条の二第一項第一号中「教育職員（）」の下に「県が設置する公舎を貸与されている教育職員その他」を加え、同項第二号中「その」を「当該教育職員の」に改め、「含む。」の下に「のうち当該教育職員その他人事委員会規則で定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないもの」を加え、同項第三号中「住宅（）」の下に「県が設置する公舎その他」を加え、同条第二項中「応じて」を「応じ」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる教育職員 二千五百円

第二十条第一項第二号中「自転車その他」を「自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）その他」に、「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第三号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第二項中「に依じて、当該各号に掲げる」を「に依じ、当該各号に定める」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる教育職員 次に掲げる教育職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務教育職員のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める教育職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車を使用する教育職員 交通用具使用者通勤手当表（別表第五）の左欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

ロ イに掲げる教育職員以外の教育職員 イに定める額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第二十条第二項第三号中「自転車等」を「自動車等」に、「掲げる額」を「定める額」に改める。

第二十三条第一項及び第二項中「（別表第五）」を「（別表第六）」に改める。

第二十四条第二項中「十二月に支給する場合には百分の百七十」を「十二月に支給する場合には百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に、「百分の百五十」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の九十」を「百分の七十五」に、「百分の八十」を「百分の六十五」に改める。

第二十九条第一号中「県公舎」を「県が設置する公舎」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 (第四条関係)

大 学 教 育 職 給 料 表

| 教育 職員 の区 分 | 職務 の級 号 給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 |
|--|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | — | — | 252,700 | 285,600 | 365,900 |
| | 2 | 160,800 | 202,800 | 265,600 | 300,500 | 381,000 |
| | 3 | 168,700 | 211,600 | 278,300 | 315,700 | 393,400 |
| | 4 | 178,800 | 220,500 | 292,000 | 330,600 | 405,600 |
| | 5 | 189,600 | 230,000 | 305,900 | 345,800 | 417,600 |
| | 6 | 197,300 | 239,400 | 319,600 | 360,700 | 429,300 |
| | 7 | 204,600 | 251,900 | 332,800 | 375,700 | 440,800 |
| | 8 | 212,300 | 264,200 | 346,200 | 386,600 | 452,300 |
| | 9 | 220,600 | 276,600 | 359,100 | 397,000 | 463,500 |
| | 10 | 229,900 | 288,000 | 368,900 | 406,600 | 474,700 |
| | 11 | 237,500 | 300,000 | 378,900 | 415,600 | 486,100 |
| | 12 | 246,100 | 311,800 | 388,400 | 424,200 | 497,300 |
| | 13 | 254,000 | 319,700 | 397,100 | 432,600 | 508,500 |
| | 14 | 261,900 | 326,600 | 405,500 | 440,200 | 519,700 |
| | 15 | 269,300 | 333,200 | 413,100 | 447,600 | 530,000 |
| | 16 | 276,500 | 339,700 | 420,500 | 454,700 | 539,200 |
| | 17 | 283,200 | 346,200 | 427,600 | 460,900 | 548,300 |
| | 18 | 289,600 | 352,000 | 434,700 | 466,500 | 557,200 |
| 再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員 | 19 | 295,900 | 357,700 | 440,500 | 472,000 | 566,100 |
| | 20 | 301,900 | 363,300 | 445,400 | 477,400 | 574,300 |
| | 21 | 307,600 | 368,800 | 449,800 | 482,700 | 580,600 |
| | 22 | 312,500 | 374,300 | 452,900 | 487,900 | 585,600 |
| | 23 | 317,000 | 378,900 | 456,000 | 493,000 | 590,200 |
| | 24 | 321,400 | 382,800 | 458,900 | 497,000 | |
| | 25 | 324,900 | 385,700 | 462,000 | 500,300 | |
| | 26 | 328,000 | 388,400 | 465,000 | 503,600 | |
| | 27 | 331,000 | 391,300 | 468,100 | | |
| | 28 | 333,700 | 394,000 | 471,100 | | |
| | 29 | 335,900 | 396,800 | | | |
| | 30 | 337,900 | 399,400 | | | |
| | 31 | 340,000 | 402,200 | | | |
| | 32 | 342,000 | 405,000 | | | |
| | 33 | 344,000 | 407,900 | | | |
| | 34 | 346,000 | 410,700 | | | |
| | 35 | 348,000 | | | | |
| | 36 | 350,100 | | | | |
| | 37 | 352,200 | | | | |
| | 38 | 354,400 | | | | |
| | 特 1 | | | | | 573,000 |
| | 特 2 | | | | | 636,000 |
| | 特 3 | | | | | 704,000 |
| | 特 4 | | | | | 783,000 |
| | 特 5 | | | | | 843,000 |
| | 特 6 | | | | | 906,000 |
| | 特 7 | | | | | 991,000 |
| 再任 用教 育職 員 | | 239,500 | 288,100 | 304,100 | 336,400 | 417,800 |

備考 この表の5級の特1号給から特7号給までの号給は、大学の学長のみに適用する。

別表第二 (第四条関係)

高等学校等教育職給料表

| 教育 職員 の区 分 | 職務 の級 号 給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 |
|--|-----------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員 | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | — | — | 311,100 | 404,900 |
| | 2 | 147,400 | 191,100 | 324,600 | 414,900 |
| | 3 | 153,600 | 198,000 | 337,800 | 424,300 |
| | 4 | 160,800 | 205,000 | 347,900 | 433,700 |
| | 5 | 168,700 | 212,400 | 358,000 | 443,100 |
| | 6 | 177,700 | 220,300 | 368,300 | 452,000 |
| | 7 | 187,700 | 231,300 | 378,200 | 460,800 |
| | 8 | 194,300 | 242,800 | 387,700 | 469,200 |
| | 9 | 201,000 | 254,400 | 397,200 | 478,200 |
| | 10 | 207,700 | 266,700 | 406,100 | 487,100 |
| | 11 | 214,800 | 279,400 | 414,900 | 497,000 |
| | 12 | 222,100 | 292,500 | 423,500 | 506,100 |
| | 13 | 230,300 | 306,100 | 431,700 | 514,500 |
| | 14 | 238,000 | 319,500 | 439,400 | 521,800 |
| | 15 | 245,900 | 332,100 | 446,800 | 526,200 |
| | 16 | 253,800 | 342,000 | 454,200 | |
| | 17 | 261,600 | 351,900 | 462,200 | |
| | 18 | 269,300 | 361,900 | 470,200 | |
| | 19 | 276,900 | 371,300 | 478,100 | |
| | 20 | 283,700 | 380,600 | 485,900 | |
| | 21 | 290,300 | 389,500 | 493,700 | |
| | 22 | 296,400 | 397,400 | 500,500 | |
| | 23 | 302,400 | 404,500 | 504,500 | |
| | 24 | 308,300 | 411,700 | | |
| | 25 | 314,100 | 418,400 | | |
| | 26 | 319,900 | 424,700 | | |
| | 27 | 325,300 | 430,100 | | |
| | 28 | 330,700 | 435,300 | | |
| | 29 | 335,700 | 440,100 | | |
| | 30 | 339,400 | 444,400 | | |
| | 31 | 342,400 | 448,700 | | |
| | 32 | 345,200 | 452,900 | | |
| | 33 | 348,000 | 455,700 | | |
| | 34 | 350,000 | | | |
| | 35 | 352,000 | | | |
| | 36 | 353,800 | | | |
| | 37 | 355,500 | | | |
| | 38 | 357,200 | | | |
| | 39 | 359,400 | | | |
| 40 | 361,400 | | | | |
| 再任 用教 育職 員 | | 238,500 | 283,700 | 355,000 | 431,000 |

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第五 (第二十条関係)

交通用具使用者通勤手当表

| 自動車等の使用距離 | 通勤手当の額 |
|------------------------|---------|
| 片道3キロメートル未満 | 1,400円 |
| 片道3キロメートル以上4キロメートル未満 | 2,000円 |
| 片道4キロメートル以上5キロメートル未満 | 2,500円 |
| 片道5キロメートル以上6キロメートル未満 | 3,100円 |
| 片道6キロメートル以上7キロメートル未満 | 3,600円 |
| 片道7キロメートル以上8キロメートル未満 | 4,100円 |
| 片道8キロメートル以上9キロメートル未満 | 4,700円 |
| 片道9キロメートル以上10キロメートル未満 | 5,200円 |
| 片道10キロメートル以上11キロメートル未満 | 5,700円 |
| 片道11キロメートル以上12キロメートル未満 | 6,200円 |
| 片道12キロメートル以上13キロメートル未満 | 6,700円 |
| 片道13キロメートル以上14キロメートル未満 | 7,100円 |
| 片道14キロメートル以上15キロメートル未満 | 7,600円 |
| 片道15キロメートル以上16キロメートル未満 | 8,100円 |
| 片道16キロメートル以上17キロメートル未満 | 8,600円 |
| 片道17キロメートル以上18キロメートル未満 | 9,000円 |
| 片道18キロメートル以上19キロメートル未満 | 9,500円 |
| 片道19キロメートル以上20キロメートル未満 | 10,000円 |
| 片道20キロメートル以上21キロメートル未満 | 10,400円 |
| 片道21キロメートル以上22キロメートル未満 | 10,900円 |
| 片道22キロメートル以上23キロメートル未満 | 11,400円 |
| 片道23キロメートル以上24キロメートル未満 | 11,800円 |
| 片道24キロメートル以上25キロメートル未満 | 12,300円 |
| 片道25キロメートル以上26キロメートル未満 | 12,700円 |
| 片道26キロメートル以上27キロメートル未満 | 13,200円 |
| 片道27キロメートル以上28キロメートル未満 | 13,600円 |
| 片道28キロメートル以上29キロメートル未満 | 14,100円 |
| 片道29キロメートル以上30キロメートル未満 | 14,500円 |
| 片道30キロメートル以上31キロメートル未満 | 14,900円 |
| 片道31キロメートル以上32キロメートル未満 | 15,400円 |
| 片道32キロメートル以上33キロメートル未満 | 15,800円 |
| 片道33キロメートル以上34キロメートル未満 | 16,200円 |
| 片道34キロメートル以上35キロメートル未満 | 16,700円 |
| 片道35キロメートル以上36キロメートル未満 | 17,100円 |
| 片道36キロメートル以上37キロメートル未満 | 17,600円 |
| 片道37キロメートル以上38キロメートル未満 | 18,000円 |
| 片道38キロメートル以上39キロメートル未満 | 18,400円 |
| 片道39キロメートル以上40キロメートル未満 | 18,800円 |
| 片道40キロメートル以上41キロメートル未満 | 19,300円 |
| 片道41キロメートル以上42キロメートル未満 | 19,700円 |
| 片道42キロメートル以上43キロメートル未満 | 20,100円 |
| 片道43キロメートル以上44キロメートル未満 | 20,500円 |
| 片道44キロメートル以上45キロメートル未満 | 21,000円 |
| 片道45キロメートル以上46キロメートル未満 | 21,400円 |
| 片道46キロメートル以上47キロメートル未満 | 21,800円 |
| 片道47キロメートル以上48キロメートル未満 | 22,200円 |
| 片道48キロメートル以上49キロメートル未満 | 22,600円 |
| 片道49キロメートル以上50キロメートル未満 | 23,100円 |

別表第五を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。

| | |
|------------------------|---------|
| 片道50キロメートル以上51キロメートル未満 | 23,500円 |
| 片道51キロメートル以上52キロメートル未満 | 23,900円 |
| 片道52キロメートル以上53キロメートル未満 | 24,300円 |
| 片道53キロメートル以上54キロメートル未満 | 24,700円 |
| 片道54キロメートル以上55キロメートル未満 | 25,100円 |
| 片道55キロメートル以上56キロメートル未満 | 25,500円 |
| 片道56キロメートル以上57キロメートル未満 | 26,000円 |
| 片道57キロメートル以上58キロメートル未満 | 26,400円 |
| 片道58キロメートル以上59キロメートル未満 | 26,800円 |
| 片道59キロメートル以上60キロメートル未満 | 27,200円 |
| 片道60キロメートル以上61キロメートル未満 | 27,600円 |
| 片道61キロメートル以上62キロメートル未満 | 28,000円 |
| 片道62キロメートル以上63キロメートル未満 | 28,400円 |
| 片道63キロメートル以上64キロメートル未満 | 28,800円 |
| 片道64キロメートル以上65キロメートル未満 | 29,200円 |
| 片道65キロメートル以上66キロメートル未満 | 29,600円 |
| 片道66キロメートル以上67キロメートル未満 | 30,000円 |
| 片道67キロメートル以上68キロメートル未満 | 30,400円 |
| 片道68キロメートル以上69キロメートル未満 | 30,800円 |
| 片道69キロメートル以上70キロメートル未満 | 31,200円 |
| 片道70キロメートル以上71キロメートル未満 | 31,600円 |
| 片道71キロメートル以上72キロメートル未満 | 32,000円 |
| 片道72キロメートル以上73キロメートル未満 | 32,400円 |
| 片道73キロメートル以上74キロメートル未満 | 32,800円 |
| 片道74キロメートル以上75キロメートル未満 | 33,200円 |
| 片道75キロメートル以上76キロメートル未満 | 33,600円 |
| 片道76キロメートル以上77キロメートル未満 | 34,000円 |
| 片道77キロメートル以上78キロメートル未満 | 34,400円 |
| 片道78キロメートル以上 | 34,800円 |

第二条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「月額」を「額」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 前項第一号に掲げる教育職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）額）

第二十条第二項第二号中「教育職員の区分に応じ」の下に「支給単位期間につき」を加え、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第三号中「応じ、」の下に「前二号に定める額（一箇月当たりの）を加え、「（その額が五万円を超えるときは、その額と五万円との差額の二分の一（その差額の二分の一が五千円を超えるときは、五千円）を五万円に加算した」を「が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第三項中「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第二十条第四項中「月額」を「額」に改め、同条第五項中「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される教育職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該教育職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

第二十四条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百分の百二十五」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「十二月に支給する場合においては百分の七十五」を「六月に支給する場合には百分の八十五」に、「六月に支給する場合には百分の七十五」を「六月に支給する場合には百分の六十五」に、「百分の六十五」を「百分の七十五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。（最高号給を超える給料月額の変更等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた教育職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した教育職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、教育職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する条例又は県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成十五年島根県条例第十号) 附則第二項若しくは第三項並びにこれらに基づく人事委員会規則の規定及び人事委員会の定めに従って定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

5 施行日以後において、県が設置する公舎その他人事委員会規則で定めるもの (以下「公舎等」という。) を自ら居住するための住宅として借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っている教育職員については、第一条の規定による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) 第十九条の二第一項第一号の規定にかかわらず、施行日から平成十七年三月三十一日までの間は、同条第二項第一号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額を住居手当として支給する。ただし、その者が施行日の前日から施行日以後も引き続き当該公舎等を借り受ける場合については、施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

6 施行日以後において、改正後の条例第二十条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される教育職員で、配偶者が居住するための住宅として公舎等を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの及びこれらのもの

との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が認めるものについては、改正後の条例第十九条の二第一項第三号の規定にかかわらず、施行日から平成十七年三月三十一日までの間は、同条第二項第三号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額を住居手当として支給する。ただし、その者が施行日の前日から施行日以後も引き続き当該公舎等を借り受ける場合については、施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第六十三号

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和二十九年島根県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「一万四千元」を「一万三千五百円」に改める。

第十七条の二第一項第一号中「教職員」の下に「市町村が設置する公舎を貸与されている教職員その他」を加え、同項第二号中「その」を「当該教職員の」に改め、「含む。」の下に「のうち当該教職員その他県教育委員会規則で定める者」によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないもの」を加え、同項第三号中「住宅」の下に「市町村が設置する公舎その他」を加え、同条第二項中「応じて」を「応じ」に、「掲

げる額」を「定める額」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる教職員 二千五百円

第十八条第一項第二号中「自転車その他」を「自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）その他」に、「県教育委員会が」を「県教育委員会規則で」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第三号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第二項中「に依じて、当該各号に掲げる」を「に依じ、当該各号に定める」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務教職員のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して県教育委員会規則で定める教職員にあつては、その額から、その額に県教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車を使用する教職員 交通用具使用者通勤手当表（別表第五）の左欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

ロ イに掲げる教職員以外の教職員 イに定める額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第十八条第二項第三号中「自転車等」を「自動車等」に、「掲げる額」を「定める額」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第一 (第五条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

| 教職 員の 区分 | 職務 の級 号 給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 |
|---------------------------------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任 用教 職員 以外 の教 育職 員 | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | — | — | 270,000 | 400,100 |
| | 2 | 147,400 | 162,900 | 283,600 | 408,800 |
| | 3 | 153,600 | 171,200 | 297,400 | 417,200 |
| | 4 | 160,800 | 180,200 | 311,100 | 425,600 |
| | 5 | 168,700 | 191,100 | 324,600 | 433,900 |
| | 6 | 177,700 | 198,000 | 337,800 | 441,600 |
| | 7 | 187,700 | 205,000 | 347,900 | 449,200 |
| | 8 | 194,300 | 212,400 | 358,000 | 456,400 |
| | 9 | 200,900 | 220,300 | 368,300 | 463,300 |
| | 10 | 207,500 | 231,300 | 377,000 | 470,000 |
| | 11 | 214,200 | 242,800 | 385,400 | 476,900 |
| | 12 | 221,100 | 254,400 | 393,400 | 484,000 |
| | 13 | 228,400 | 266,700 | 401,200 | 490,400 |
| | 14 | 235,600 | 279,400 | 408,700 | 495,600 |
| | 15 | 242,600 | 292,500 | 416,100 | 499,500 |
| | 16 | 249,700 | 306,100 | 423,300 | |
| | 17 | 256,200 | 319,500 | 430,000 | |
| | 18 | 262,600 | 332,100 | 436,600 | |
| | 19 | 269,100 | 342,000 | 443,100 | |
| | 20 | 274,900 | 351,800 | 448,900 | |
| | 21 | 280,200 | 361,700 | 454,300 | |
| | 22 | 285,100 | 370,000 | 458,900 | |
| | 23 | 289,800 | 378,200 | 463,100 | |
| | 24 | 293,900 | 385,800 | 466,800 | |
| | 25 | 297,300 | 392,600 | 469,900 | |
| | 26 | 300,600 | 398,900 | 472,700 | |
| | 27 | 303,900 | 404,600 | | |
| | 28 | 306,300 | 409,800 | | |
| | 29 | 308,100 | 414,600 | | |
| | 30 | 309,900 | 419,400 | | |
| | 31 | 311,600 | 424,100 | | |
| | 32 | 313,300 | 428,100 | | |
| | 33 | 315,000 | 432,300 | | |
| | 34 | | 436,200 | | |
| | 35 | | 439,800 | | |
| 36 | | 442,200 | | | |
| 再任 用教 職員 | | 227,100 | 280,300 | 347,200 | 420,800 |

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第五 (第十八条関係)

交通用具使用者通勤手当表

| 自動車等の使用距離 | 通勤手当の額 |
|------------------------|---------|
| 片道3キロメートル未満 | 1,400円 |
| 片道3キロメートル以上4キロメートル未満 | 2,000円 |
| 片道4キロメートル以上5キロメートル未満 | 2,500円 |
| 片道5キロメートル以上6キロメートル未満 | 3,100円 |
| 片道6キロメートル以上7キロメートル未満 | 3,600円 |
| 片道7キロメートル以上8キロメートル未満 | 4,100円 |
| 片道8キロメートル以上9キロメートル未満 | 4,700円 |
| 片道9キロメートル以上10キロメートル未満 | 5,200円 |
| 片道10キロメートル以上11キロメートル未満 | 5,700円 |
| 片道11キロメートル以上12キロメートル未満 | 6,200円 |
| 片道12キロメートル以上13キロメートル未満 | 6,700円 |
| 片道13キロメートル以上14キロメートル未満 | 7,100円 |
| 片道14キロメートル以上15キロメートル未満 | 7,600円 |
| 片道15キロメートル以上16キロメートル未満 | 8,100円 |
| 片道16キロメートル以上17キロメートル未満 | 8,600円 |
| 片道17キロメートル以上18キロメートル未満 | 9,000円 |
| 片道18キロメートル以上19キロメートル未満 | 9,500円 |
| 片道19キロメートル以上20キロメートル未満 | 10,000円 |
| 片道20キロメートル以上21キロメートル未満 | 10,400円 |
| 片道21キロメートル以上22キロメートル未満 | 10,900円 |
| 片道22キロメートル以上23キロメートル未満 | 11,400円 |
| 片道23キロメートル以上24キロメートル未満 | 11,800円 |
| 片道24キロメートル以上25キロメートル未満 | 12,300円 |
| 片道25キロメートル以上26キロメートル未満 | 12,700円 |
| 片道26キロメートル以上27キロメートル未満 | 13,200円 |
| 片道27キロメートル以上28キロメートル未満 | 13,600円 |
| 片道28キロメートル以上29キロメートル未満 | 14,100円 |
| 片道29キロメートル以上30キロメートル未満 | 14,500円 |
| 片道30キロメートル以上31キロメートル未満 | 14,900円 |
| 片道31キロメートル以上32キロメートル未満 | 15,400円 |
| 片道32キロメートル以上33キロメートル未満 | 15,800円 |
| 片道33キロメートル以上34キロメートル未満 | 16,200円 |
| 片道34キロメートル以上35キロメートル未満 | 16,700円 |
| 片道35キロメートル以上36キロメートル未満 | 17,100円 |
| 片道36キロメートル以上37キロメートル未満 | 17,600円 |
| 片道37キロメートル以上38キロメートル未満 | 18,000円 |
| 片道38キロメートル以上39キロメートル未満 | 18,400円 |
| 片道39キロメートル以上40キロメートル未満 | 18,800円 |
| 片道40キロメートル以上41キロメートル未満 | 19,300円 |
| 片道41キロメートル以上42キロメートル未満 | 19,700円 |
| 片道42キロメートル以上43キロメートル未満 | 20,100円 |
| 片道43キロメートル以上44キロメートル未満 | 20,500円 |
| 片道44キロメートル以上45キロメートル未満 | 21,000円 |
| 片道45キロメートル以上46キロメートル未満 | 21,400円 |
| 片道46キロメートル以上47キロメートル未満 | 21,800円 |
| 片道47キロメートル以上48キロメートル未満 | 22,200円 |
| 片道48キロメートル以上49キロメートル未満 | 22,600円 |
| 片道49キロメートル以上50キロメートル未満 | 23,100円 |

別表第四の次に次の一表を加える。

| | |
|------------------------|---------|
| 片道50キロメートル以上51キロメートル未満 | 23,500円 |
| 片道51キロメートル以上52キロメートル未満 | 23,900円 |
| 片道52キロメートル以上53キロメートル未満 | 24,300円 |
| 片道53キロメートル以上54キロメートル未満 | 24,700円 |
| 片道54キロメートル以上55キロメートル未満 | 25,100円 |
| 片道55キロメートル以上56キロメートル未満 | 25,500円 |
| 片道56キロメートル以上57キロメートル未満 | 26,000円 |
| 片道57キロメートル以上58キロメートル未満 | 26,400円 |
| 片道58キロメートル以上59キロメートル未満 | 26,800円 |
| 片道59キロメートル以上60キロメートル未満 | 27,200円 |
| 片道60キロメートル以上61キロメートル未満 | 27,600円 |
| 片道61キロメートル以上62キロメートル未満 | 28,000円 |
| 片道62キロメートル以上63キロメートル未満 | 28,400円 |
| 片道63キロメートル以上64キロメートル未満 | 28,800円 |
| 片道64キロメートル以上65キロメートル未満 | 29,200円 |
| 片道65キロメートル以上66キロメートル未満 | 29,600円 |
| 片道66キロメートル以上67キロメートル未満 | 30,000円 |
| 片道67キロメートル以上68キロメートル未満 | 30,400円 |
| 片道68キロメートル以上69キロメートル未満 | 30,800円 |
| 片道69キロメートル以上70キロメートル未満 | 31,200円 |
| 片道70キロメートル以上71キロメートル未満 | 31,600円 |
| 片道71キロメートル以上72キロメートル未満 | 32,000円 |
| 片道72キロメートル以上73キロメートル未満 | 32,400円 |
| 片道73キロメートル以上74キロメートル未満 | 32,800円 |
| 片道74キロメートル以上75キロメートル未満 | 33,200円 |
| 片道75キロメートル以上76キロメートル未満 | 33,600円 |
| 片道76キロメートル以上77キロメートル未満 | 34,000円 |
| 片道77キロメートル以上78キロメートル未満 | 34,400円 |
| 片道78キロメートル以上 | 34,800円 |

第二条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「月額」を「額」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 前項第一号に掲げる教職員 支給単位期間につき、県教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）を、ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）額）を加え、「一箇月」を「支給単位期間につき」を加え、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第三号中「応じ、」の下に「前二号に定める額（一箇月当たりの）を加え、」（その額が五万円を超えるときは、その額と五万円との差額の二分の一（その差額の二分の一が五万円を超えるときは、五万円）を五万円に加算した）を「が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第三項中「月額」を「額」に、「県教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、県教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十八条第四項中「月額」を「額」に改め、同条第五項中「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 通勤手当は、支給単位期間（県教育委員会規則で定める通勤手当にあつては、県教育委員会規則で定める期間）に係る最初の月の県教育委員会規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の県教育委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して県教育委員会規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として県教育委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の見直し等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた教職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、県教育委員会規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した教職員及び県教育委員会の定めるこれに準ずる教職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

4 前二項の規定の適用については、教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第十一号）附則第二項若しくは第三項並びにこれらに基づく県教育委員会規則の規定及び県教育委員会の定めに従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

5 施行日以後において、市町村が設置する公舎その他県教育委員会規則で定めるもの（以下「公舎等」という。）を自ら居住するための住宅として借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っている教職員については、第一条の規定による改正後の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十七条の二第一項第一号の規定にかかわらず、施行日から平成十七年三月三十一日までの間は、同条第二項第一号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額を住居手当として支給する。ただし、その者が施行日の前日から施行日以後も引き続き当該公舎等を借り受ける場合については、施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

6 施行日以後において、改正後の条例第十八条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅として公舎等を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの及びこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして県教育委員会が認めるものについては、改正後の条例第十七条の二第一項第三号の規定にかかわらず、施行日から平成十七年三月三十一日までの間は、同条第二項第三号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額を住居手当として支給する。ただし、その者が施行日の前日から施行日以後も引き続き当該公舎等を借り受ける場合については、施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（県教育委員会規則への委任）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第六十四号

特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例（昭和三十年島根県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

第二条 特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

職員の期末手当の特例に関する条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第六十五号

職員の期末手当の特例に関する条例

(職員の期末手当の特例)

第一条 平成十五年十二月一日に職員の給与に関する条例(昭和二十六年島根県条例第一号。以下「職員条例」という。)第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年島根県条例第六十一号)第一条の規定による改正後の職員条例(以下「改正後の職員条例」という。)第十五条の五第一項後段の規定の適用を受ける職員を含む。以下「職員」という。)に平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の職員条例第十五条の五第二項から第五項まで若しくは第十六条の二第一項、第二項若しくは第四項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年島根県条例第四号。以下「外国機関派遣条例」という。)第四条第一項若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年島根県条例第五十二号。以下「公益法人派遣条例」という。)第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「職員基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「職員調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、職員調整額が職員基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)()において職員が受けるべき給料(給料月額については、職員の給料の特例に関する条例(平成十五年島根県条例第十五号。次条及び第三条において「特例条例」という。)(第一条の規定による額をいう。以下この条において同じ。)()、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(職員条例第十条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)()及び特地勤務手当(職員条例第十一条の三の規定による手当を含む。)()の月額の合計額に百分の一・一を乗じて得た額(以下「第一条第一

号基礎額」という。)に、同年四月から同年十一月までの月数(以下「調整月数」という。)を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・一を乗じて得た額
(教育職員の期末手当の特例)

第二条 平成十五年十二月一日に県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和二十九年島根県条例第六号。以下「県立学校条例」という。)第四条第一項に規定する給料表の適用を受ける教育職員(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年島根県条例第六十二号)第一条の規定による改正後の県立学校条例(以下「改正後の県立学校条例」という。))第二十四条第一項後段の規定の適用を受ける教育職員を含む。以下「教育職員」という。)に平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の県立学校条例第二十四条第二項から第五項まで若しくは第二十七条第一項、第二項若しくは第四項又は外国機関派遣条例第四条第一項若しくは公益法人派遣条例第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「教育職員基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「教育職員調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、教育職員調整額が教育職員基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに教育職員となった者)にあつては、新たに教育職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)において教育職員が受けるべき給料(給料月額に ついては、特例条例第二条の規定による額をいう。以下この条において同じ。)、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(県立学校条例第二十条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)、特勤勤務手当(県立学校条例第二十一条の三の規定による手当を含む。))及び教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年島根県条例第四十二号)第三条第一項に規定する教職調整額(次条において「教職調整額」という。))の月額の合計額に百分の一・一を乗じて得た額(以下「第二条第一号基礎額」という。)に、調整月数を

乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・一を乗じて得た額
(教職員の期末手当の特例)

第三条 平成十五年十二月一日に市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和二十九年島根県条例第七号。以下「市町村立学校条例」という。)第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける教職員(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年島根県条例第六十三号)第一条の規定による改正後の市町村立学校条例(以下「改正後の市町村立学校条例」という。))第二十条第二項の規定によりその例によることとされる改正後の職員条例第十五条の五第一項後段又は改正後の県立学校条例第二十四条第一項後段の規定の適用を受ける教職員を含む。以下「教職員」という。)
() に平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の市町村立学校条例第二十条第二項若しくは第二十一条第一項、第二項若しくは第四項又は外国機関派遣条例第四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「教職員基準額」という。))から次に掲げる額の合計額(以下「教職員調整額」という。))に相当する額を減じた額とする。この場合において、教職員調整額が教職員基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに教職員となった者にあつては、新たに教職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日))において教職員が受けるべき給料(給料月額については、特例条例第三条の規定による額をいう。以下この条において同じ。))、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(市町村立学校条例第十八条の二第二項に規定する県教育委員会規則で定める額を除く。))、へき手当(市町村立学校条例第十九条の三の規定による手当を含む。))及び教職調整額の月額の合計額に百分の一・一を乗じて得た額(以下「第三条第一号基礎額」という。))に、調整月数を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・一を乗じて得た額
(調整額の特例)

第四条 平成十五年六月に期末手当又は勤勉手当を支給された職員、教育職員又は教職員(以下「職員等」という。)のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正後の職員条例第十五条の五第一項後段又は改正後の県立学校条例第二十四条第一項後段(改正後の市町村立学校条例第二十条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。))の規定の適用を受ける職員等にあつては、退職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。(までの期間引き続き在職した職員等以外の職員等にあつては、職員調整額、教育職員調整額又は教職員調整額は、前三条の規定にかかわらず、それぞれ第一条第一号、第二条第一号又は第三条第一号に掲げる額とする。

(調整額の算定基礎となる給与の額)

第五条 第一条第一号、第二条第一号又は第三条第一号に規定する合計額を算定する場合において、当該合計額の算定の基準となる日に当該合計額の算定の基礎となる給料(第一条第一号、第二条第一号又は第三条第一号に規定する給料をいう。以下同じ。)(その他の給与の全額が支給された職員等以外の職員等の当該合計額については、当該給料その他の給与の全額を支給されたものとみなして算定するものとする。

(在職しなかつた期間等がある職員等の調整月数の算定)

第六条 平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの期間において、次の各号のいずれかに該当する期間がある職員等の調整月数は、当該期間の区分に応じ当該各号に掲げる月の数を調整月数から減じた月数とする。

一 職員等として在職しなかつた期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間を含む。)(当該期間のある月

二 休職期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この条において「法」という。)(第二十八条第二

項、職員の休職の事由を定める条例（昭和四十七年島根県条例第四号）第二条又は市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例（昭和四十七年島根県条例第五号）第三条の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七第一項、外国機関派遣条例第二条第一項又は公益法人派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、又は育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間をいう。） 当該期間のある月

三 停職期間（法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。） 当該期間のある月であつて、その月について支給された給料の額が第一条第一号基礎額、第二条第一号基礎額又は第三条第一号基礎額（以下この条及び次条において「第一条第一号基礎額等」という。）に満たないもの

四 職員の育児休業等に関する条例（平成四年島根県条例第九号）第十条、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和二十七年島根県条例第十号）第十二条第三項若しくは県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和三十一年島根県条例第三十六号）第十二条第三項（市町村立学校条例第二十二条の九の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により給与を減額された期間又は法第三十八条第一項の規定による許可を得て勤務しなかつたことにより給与を減額された期間 当該期間のある月

五 職員条例第十二条、県立学校条例第十六条第一項又は市町村立学校条例第十五条の規定により給与を減額された期間 当該期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額が第一条第一号基礎額等に満たないもの

（端数計算）

第七条 第一条第一号基礎額等又は第一条第二号、第二条第二号若しくは第三条第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第六十六号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年島根県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二を次のように改める。

（調整手当）

第六条の二 調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域であつて職員の給与に関する条例第九条の二第一項の規定により人事委員会規則で定める地域に準じて管理者が定めるものに在勤する職員に対して、管理者が定めるところにより支給する。

第六条の三第一号中「職員」の下に「県が設置する公舎を貸与されている職員その他」を加え、同条第二号中「その」を

「当該職員の」に改め、「含む。」の下に「のうち当該職員その他管理者の定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないもの」を加え、同条第三号中「住宅」の下に「県が設置する公舎その他」を加える。

第七条第二号中「自転車その他」を「自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）その他」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第三号中「自転車等」を「自動車等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。

（調整手当に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に改正前の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第六条の二第二号又は第三号の規定に基づき調整手当の支給を受けている職員については、なお従前の例による。

（住居手当に関する経過措置）

3 施行日以後において、自ら居住するための住宅として県が設置する公舎その他管理者が定めるものを借り受けている職員及びこの条例による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第七条の二の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅として県が設置する公舎その他管理者が定めるものを借り受けている職員については、同条例第六条の三第一号又は第三号の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第六十一号）附則第六項又は第七項の規定の例による。